

米国における顔認証技術をめぐる 法制度の現状と今後の方向性

— Black Lives Matter 運動・COVID-19 緊急事態宣言を受けて —

尾崎 愛美

第1章 はじめに

2020年5月、アフリカ系アメリカ人男性ジョージ・フロイド氏が白人警官に首を圧迫されて死亡した事件を契機として、人種差別に対する抗議行動（Black Lives Matter 運動（以下、「BLM」と称する））が世界中に拡大した。そもそも、BLMは、2013年7月にアフリカ系アメリカ人少年が自警団員に射殺された事件において無罪判決が下されたことに対して、アフリカ系アメリカ人活動家のアリシア・ガーザがFacebookに投稿した記事（[B]lack people. I love you. I love us. Our lives matter.）に#BlackLivesMatterというハッシュタグが付けられ、抗議運動へと発展したことに端を発する。今回のBLMは、米国史上最大の抗議運動とも評されているのみならず、多くの人種の参加者を得ている点において、これまでの抗議運動とは異なる点が多い¹⁾。

また今回のBLMにおいては、運動に積極的に賛同する企業が散見されるのも特徴的である。IBMは、BLMの高まりを受けて、大量監視や人種プロファイリングに使用される可能性のある顔認証²⁾ ソフトウェアを捜査機関に提供することを中止すると表明している³⁾。IBMに続き、AmazonもAmazon Rekognitionの捜査機関への提供を1年間停止する措置を講じると発表した⁴⁾。また、2018年の時点で、政府に対して法制化を通じて顔認証技術を規制す

べきとの提案⁵⁾を行い、自社としての行動規範（「顔認識テクノロジーに関する当社の見解について⁶⁾」）を公開していたMicrosoftは、Washington Postのインタビューにおいて、議会が新たなプライバシー保護法を通過させるまでは顔認証技術を法執行機関に提供することはないと明言している⁷⁾。

BLM以前から、米国のいくつかの都市においては、顔認証技術について、監視社会化や構造的差別を強化するリスクが存在するとして、法執行機関による同技術の利用を禁止する条例が制定されていた。さらに、BLM以降の動きをみると、オレゴン州ポートランド市では、市政府機関が顔認証技術を用いた監視を行うことを禁止する条例に加え、民間企業が公共の場で顔認証技術を利用することを禁ずるという他の都市よりも厳しい内容の条例が可決されている。本稿では、BLM以前から2021年現在までに制定された顔認証技術に関する条例等の内容について整理しつつ、条例等において指摘される顔認証技術の問題点を把握することにより、今後の米国における顔認証技術に関する規制の方向性についての示唆を得ていきたい。

第2章 BLM以前の状況

2.1 サンフランシスコ市

2019年5月、サンフランシスコ市は、全米で初となる顔認証技術使用禁止条例を可決した⁸⁾。サンフランシスコ市監理委員会によれば、「監視技術は我々のプライバシーを脅かす可能性があり、監視の取り組みは、歴史的に、人種、民族、宗教、国籍、収入、性的指向、政治的見解によって定義されるものを含め、特定のコミュニティやグループを威圧するために用いられてきた」ものであり、「顔認証技術が市民の権利や自由を危険にさらす傾向は、その主張されている利益よりもはるかに大きく、その技術は人種的不正義を悪化させ、継続的な政府の監視から自由に生きる私たちの能力を脅かす。」このような指摘を踏まえて、サンフランシスコ市は、「市のいずれの部門も、1) 市が支給したソフトウェア、市が支給した製品もしくはデバイス上の顔

認証技術、または 2) 市が支給したソフトウェア、市が支給した製品もしくはデバイス上の顔認証技術から得られた情報を取得し、保持し、アクセスし、または使用することは違法である」として、市当局による顔認証技術を用いた監視を禁止する条例を可決した。

2.2 サマービル市（マサチューセッツ州）

2019年6月、マサチューセッツ州サマービル市は一サンフランシスコ市に続いて全米で2番目となる一市当局による顔認証技術の使用を禁止する条例⁹⁾を可決した。

本条例は、まず、「公共の場で顔監視技術を広範囲で使用することは、すべての人に個人写真付き身分証明書を常時携行させ、表示させることを義務付けることと機能的に同等である」と指摘する。かかる指摘は、顔認証技術の使用により侵害されるプライバシー性の高さに関するものといえよう。

また、本条例によれば、「顔監視技術は、女性、若者、有色人種の顔を識別する精度が低いことが明らかになっており、このような精度の低さにより、特定の集団が「誤認識」のリスクに曝される危険性」があり、「顔画像データベースについては人種等に関するバイアス（偏見）を生じさせるものが多く、顔監視データにも同様のバイアスが生じている」とされる。これは、顔認証技術の使用により偏見や差別が生じる可能性を示唆したものである。

さらに、本条例は、「公共の場で顔監視技術を利用することは、憲法で保障されている言論の自由の行使を妨げる可能性がある」として、「サマービル市またはサマービル市職員が、顔監視システム、または、顔監視システムから得られた情報を取得し、保持し、アクセスし、使用することは違法である」とした。加えて、「本条に違反して顔監視システムを使用し収集されたデータ、およびそこから得られた証拠について、サマービル市の管轄下にある機関における裁判、審問、その他の手続きにおいて採用することは認められない」とし、「本条に違反して収集または取得された顔監視データは直ちに削除される」とした。

なお、本条に違反する顔認証の対象となった者、ないし、情報を取得、保持、アクセス、または使用された者については、市を相手に訴訟を提起することが認められており、各違反行為は損害賠償の対象となる。

2.3 オークランド市

2019年9月、オークランド市は、市当局による顔認証技術の使用を禁止する条例¹⁰⁾を可決した。この条例は、市または市の職員が顔認証技術、または、顔認証技術から得られた情報を取得し、保持し、アクセスし、使用することは違法であるとする。他方、「市の職員が当該情報の取得、アクセス、または使用を要求ないし勧誘していない場合や、市の職員が当該情報の取得、アクセス、または使用を第9.64.040条において提出が義務付けられている監視影響報告書（当該報告書には個人を特定できる情報や法律で公開が禁止されている情報は含まれないものとする）への記録を行っていた場合」については、例外的に違反とならないとしている。

2.4 バークレー市

2019年10月、バークレー市は、市当局による顔認証技術の使用を禁止する条例を可決した全米で4番目の都市となった（カリフォルニア州では3番目となる）。この条例を提案したケイト・ハリソン評議員らは、市長および市評議会にあてた書簡¹¹⁾において、監視技術の取得と使用に関して定めたバークレー市法典第2.99章¹²⁾を改正し、顔認証技術、または、顔認証技術から得られた情報を取得し、保持し、アクセスし、使用することを禁止すべきと主張した。その理由として、ハリソン評議員らは、政府が一刑事目的にせよ民事目的にせよ顔認証技術を用いて個人や集団を一斉に識別・追跡することは合衆国憲法修正4条¹³⁾の基本原則に反するものであり、顔認証技術は、憲法で定められた司法機関による人間中心の厳格な監視のもとで狭い範囲で行われていた搜索・押収のプロセスを自動化し、このような自動化はコミュニティの自由を根本的に損なうものであることを挙げている。さらに、

ハリソン評議員らは、政府による大量監視システムの取得と使用は、集会・言論の自由、および政府に対する請願権の行使といった、憲法修正1条¹⁴⁾の権利を根本的に脅かすものであることを指摘している。

この主張に基づき改正された2.99.030条5項¹⁵⁾においては、「市担当者または市担当者の代理人が、i) 顔認証技術、または ii) 顔認証技術から得られた情報を取得し、保持し、要求し、アクセスし、または使用することは、第2.99.020条または第2.99.030(4)条で定義された個人用通信機器を除いて、この条例に違反するものとする」とされた。ただし、「顔認証技術から得られた情報を不注意によりまたは意図せずに取得し、アクセスし、または使用した場合であっても、市担当者または市担当者の代理人が当該情報の取得、アクセス、または使用を要求し、または、勧誘せず、当該情報を発見した時点で当該情報のすべてのコピーを速やかに破棄し、当該情報をいかなる目的にも使用しない場合にはその限りではない」とされている。

2.5 ブルックライン市

2019年12月、ブルックライン市は、サマービル市に続き、マサチューセッツ州で2番目に市当局による顔認証技術の使用を禁止する条例を可決した自治体となった。

ブルックライン市議案公告¹⁶⁾によれば、「顔認証技術は人々の行動や生活習慣、他者との繋がりを簡単に追跡する。さらに、顔認証技術は、人の顔の特徴を統計的に測定し、静止画、動画、リアルタイム映像の中で人を識別し、年齢、性別、感情（mood）、その他の個人的特徴をも判断することができることが指摘されている。」

また、ブルックライン市議案公告は、サマービル市の条例において指摘された、「女性や若者、有色人種の顔を分類する精度が非常に低い」という顔認証技術特有の問題について指摘し、この問題は、既存のデータベースに人種その他のバイアスがすでに組み込まれていることによりさらに悪化する可能性があるとした。加えて、監視インフラは規制による監督や枠組みのない

ところで形成されており、顔認証技術の使用が無秩序に拡大されていくことにより、地域社会のすべての人に対する疑惑と不信が増幅し、監視国家化を助長することに繋がりがかねないと指摘する。

なおブルックライン市は、マサチューセッツ州の上院および下院で検討されている顔認証技術の規制に関する法案¹⁷⁾についても支持するとの立場を表明している。なお、これらの法案は、①連邦政府機関が顔認証や生体監視システムを取得、所有、アクセス、使用することを違法とするだけでなく、②顔認証や生体監視システムを運営する機関から提供された情報を取得、所有、アクセス、使用することを違法とするものである。

2.6 ノーザンプトン市

2019年12月、ノーザンプトン市議会は、市議会議員総会において市条例を改正し、当局による顔認証技術の使用を禁止した¹⁸⁾。新たに追加された規定¹⁹⁾によれば、市職員が、顔監視システムを取得し、保持し、アクセスし、使用するために市の資源を費やすことは違法とされる。

2.7 ケンブリッジ市

2020年1月、ケンブリッジ市は、市当局による顔認証技術の使用を禁止する条例²⁰⁾を可決した。なお、ケンブリッジ市は、条例の制定にあたり²¹⁾、MITメディアラボのジョイ・ブオロムウィニとMicrosoftリサーチのティムニット・ゲブルが発表した2018年のレポート「Gender Shades: Intersectional Accuracy Disparities in Commercial Gender Classification²²⁾」(市販の顔認証システムを評価した結果、肌が黒い女性の判定率が68.63%であったとの報告)を引用し、顔認証技術の使用により人種や性別に基づく差別が生じる可能性を示唆している。また、中国においては少数民族を標的として顔認証技術が使用され、米国においても2015年にボルティモアでアフリカ系アメリカ人男性フレディー・グレイ氏が逮捕後、移送中の負傷が原因で死亡した事件を契機に各地で広がった抗議活動の際に活動家を標的として顔認証技術が

使用されたとの報道を挙げ、顔認証技術の使用は憲法で保護されている言論の自由の行使を萎縮させる可能性があることを指摘している。

2.8 スプリングフィールド市

スプリングフィールド市では、顔認証技術の使用禁止をめぐり、市評議会と市長の対立がみられていた。ドメニック・J・サルノ市長は、2020年2月3日の声明²³⁾において、「スプリングフィールド警察では、警察官のボディカメラ装着が開始され、リアルタイム犯罪分析部が新設された。にもかかわらず、なぜ、市議会は、殺人犯、強姦犯、銃を持った薬物の売人、犯罪組織といった暴力的な常習的犯罪者を街から排除し、被害を受けた家族に正義をもたらし、犯罪の発生を積極的に抑止・予防することができる貴重な選択肢を奪うことを検討するのだろうか。事実、ニューヨーク市では、過去数カ月間で顔認証技術を使用し、強姦犯を24時間以内に追跡できたという報道もあることから、犯罪撲滅のために役立つツールがあれば、それらは活用されるべきである」と述べて、もし市議会が顔認証技術の使用を禁止する条例を可決したとしても拒否権を行使すると主張していた。その後、市長と市議会は協定を締結し²⁴⁾、スプリングフィールド市では、市当局による顔認証技術の使用を一時的に停止する法案²⁵⁾が11対2で可決された。

2.9 ワシントン州

2020年3月、ワシントン州上院議会は、州および地方政府機関による顔認証ソフトウェアの導入を規制する法案を可決した²⁶⁾。法律の制定にあたって、ワシントン州は、顔認証技術が市民の権利と自由に重大な懸念をもたらしているとした上で、顔認証技術が、女性、若者、有色人種を識別する際の精度が低く、誤検出のリスクを生じさせるとの研究報告を提示した。続いて、過去の監視技術は—BLM活動家を追跡するためのソーシャルメディア監視システムや、イスラム教徒コミュニティのメンバーを追跡するためのナンバープレート読み取りのように—マイノリティに影響を与えることを目的と

して利用されてきた歴史があり、現在の中国においては一般民衆に対する監視や社会統制のために顔認証やその他の技術が使用されているという状況にあること、無令状の顔認証技術の使用は憲法上保護されている集会や言論の自由・信教の自由・プライバシーその他の権利の行使を侵害する可能性があること、政府機関による顔認証技術の導入が行われる前に許容される用途に関する議論を通じてその正確性が実証されて特定のコミュニティへの悪影響が排除されなければならないこと、も指摘されている。

このような指摘を踏まえて、同法は、政府による顔認証技術の運用に際し、独立したテストの実施・担当者のトレーニング・検証を要求する。また、政府機関には、①顔認証技術の名称・機能およびその使用方法、②入力されるデータの種類とデータの収集および処理方法、③最終的に生成されるデータの種類、④データ管理ポリシー、⑤データの最小化、データの整合性およびデータ保持原則、⑥同技術の運用により得られた個人データの処理を行う担当者向けのトレーニング手順、⑦誤検出率と不正使用に対処するための計画、⑧マイノリティへの潜在的な影響とそれらを軽減するための計画、⑨パブリックレビューの開催等に関して、2年に1度、報告書を提出することが義務付けられている。さらに、捜査機関が、継続的な監視やリアルタイムでの顔認証を行う場合、原則として令状を取得しなければならない。

本法は政府機関による顔認証の利用そのものを禁止するものではなく、犯罪の事後、捜査の過程で顔認証技術を用いる場合については本法の規制は及ばない。

本法の制定過程では、Microsoftのシニアプログラムマネージャーでもあるジョー・グエン州上院議員が大きく関与した。他方、ACLUは、本法は監視を正当化することになるとして批判的な立場をとっている。

第3章 BLM 以後の状況

3.1 ボストン市

2020年6月、ボストン市議会は、ボストンにおける顔認証技術禁止条例²⁷⁾を全会一致で可決した。本条例の制定にあたり、ボストン市議会は、新型コロナウイルスへの対応策として顔認証技術等の監視ツールがこれまでになく活用されている一方、パンデミックへの対応においては国民の信頼が不可欠であるとの専門家の主張に賛同を示した。さらに、ボストン市議会は、顔認証技術がアフリカ系アメリカ人アジア系および太平洋諸島系アメリカ人の顔に対しては精度が低いことが証明されていること、及び、顔監視における人種的偏見が有色人種のコミュニティに悪影響を及ぼす可能性があることを指摘している。

同条例により、ボストン市では市当局が顔認証技術を用いて監視を行うことが禁止される他、市の職員が第三者に顔認証を実施するよう要請することも禁止される。なお、市職員が顔認証技術を使用して自身の携帯電話やタブレットのロックを解除する場合など、本人確認目的で顔認証技術を利用することについては例外的に許可されている。

3.2 ポートランド市 (メイン州)

2020年8月、メイン州ポートランド市は、市法典第17章を改正し、市または市職員が顔認証技術、または、顔認証技術から得られた情報を取得し、保持し、アクセスし、使用することは違法であるとの規定を追加した。また、同条例は、市または市職員が第三者と契約またはその他の合意を結ぶことにより、第三者が上記の行為を実施することも禁止している²⁸⁾。

その後、2020年11月の改正により、①顔認証技術を使用し収集されたデータ、およびそこから得られた証拠について、裁判、審問、その他の手続きにおいて採用することが禁止され、②違法な顔認証の対象となった者、ないし、情報を取得、保持、アクセス、または使用された者については、市を

相手に訴訟を提起することが認められ、③本条例の違反1件あたり100ドルか、一律1000ドルのうち多い方の金額に加え、弁護士費用を受け取ることができる、との規定が追加された。

3.3 ポートランド市（オレゴン州）

2020年9月、オレゴン州ポートランド市議会は、顔認証技術の使用を禁止する二つの条例を全会一致で可決した（「参考資料」参照）。

3.3.1 市政府機関による顔認証技術使用禁止条例

第一の条例²⁹⁾は、市当局が顔認証技術を使用することを禁止するものであり、可決後ただちに発効された。今後、市政府機関は、市政府職員が個人的に使用する通信機器等（市から支給されたものも含む）のロックを解除するために顔認証技術を使用する場合などを除いて、顔認証技術を使用することを禁止されることになる。

3.3.2 公共施設における民間事業者による顔認証技術使用禁止条例

第二の条例³⁰⁾は、公共施設における民間事業者による顔認証技術の使用を禁止するものであり、2021年1月1日に発効され、ポートランドの全ての民間企業に適用される。民間企業に対して顔認証技術の使用を禁止する条例は全米初である。ここでいう「公共施設」とは、サービスを提供する公共の施設ないし場所をいい、提供されるサービスについては商品、宿泊、娯楽、交通その他性質は問わないものとされる（第34.10.020条D）。したがって、銀行や交通機関といった公共性の強い施設のみならず、店舗、レストラン、ホテルといった商業施設においても顔認証技術の使用が禁止されることになる。

第4章 小括—条例等において指摘される顔認証技術の問題点

4.1 差別・偏見

ここまで挙げた米国の顔認証技術の使用を禁止する条例等の制定過程をみると、全米初となる条例の可決に至ったサンフランシスコ市をはじめとして、監視の歴史に着目したものが散見される。たとえば、サンフランシスコ市監理委員会は、「監視の取り組みは、歴史的に、人種、民族、宗教、国籍、収入、性的指向、政治的見解によって定義されるものを含め、特定のコミュニティやグループを威圧するために用いられてきた」とし、ワシントン州においても「過去の監視技術は—BLM活動家を追跡するためのソーシャルメディア監視システムや、イスラム教徒コミュニティのメンバーを追跡するためのナンバープレート読み取りのように—マイノリティに影響を与えることを目的として利用されてきた歴史があった」ことが指摘されている。なお、これに加え、現代中国における少数民族や一般人に対する監視やコロナ禍における監視ツールの活用の活発化の懸念を示す自治体もみられる。

米国では、MITメディアラボのジョイ・ブオロムウィニらによる一連の研究報告を通じて、顔認証特有の問題として、性別・人種間の偏見や差別を助長させる可能性があることが一般に周知され、研究者や人権保護団体を中心に顔認証技術を開発する企業やこの技術を採用した政府機関に対して差別是正を求める運動が活発化している。なお、ブオロムウィニは、このような誤検出率の高い顔認証システムが捜査に用いられた場合、罪のない人間が捜査対象者となり捜査機関の捜索を受ける可能性があり、誤検出率が高い性別や人種に対してはその可能性がさらに高くなるのではないかと懸念する。実際に、人権保護団体であるACLUが、Amazon Rekognitionを用いて一般公開されている容疑者のマグショット（逮捕時写真）25,000枚と、カリフォルニア州議会議員の顔写真とを照合したところ、州議会議員のうち28名が誤って犯罪者と判定されたと報告した。米議員の中で非白人の割合は20%程度であるが、誤識別された議員の40%を占めていたのは非白人であったとい

う。全米各地の条例の制定の背景には、このような差別や偏見に対する懸念があったのではないだろうか。

4. 1. 1 人種差別の歴史

何故、米国においては、他国よりも強く「差別・偏見」が大きな社会問題として取り上げられるのか。この問題を紐解くためには、米国の人種差別の歴史を概観していく必要があるだろう。

そもそも、アフリカ系アメリカ人が北米大陸へと至ったのは、1518年、砂糖プランテーションの労働力としてアメリカ大陸にアフリカ系アメリカ人奴隷として導入された為である。当初、プランテーションの労働力は白人年期奉公人が中心であったが、次第にアフリカ系アメリカ人奴隷制への転換が進み、1662年、ヴァージニア植民地において、アフリカ系アメリカ人女性奴隷から生まれた子供を奴隷とする世襲的アフリカ系アメリカ人奴隷制が制定される、その後も各植民地で奴隷法典が整備され³¹⁾、米国では奴隷としてのアフリカ系アメリカ人の数が増大していく。

1776年のアメリカ独立宣言では「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている³²⁾」とされたものの、1788年のアメリカ合衆国憲法においては「各州の人口は、年期を定めて労務に服する者を含み、かつ、納税義務のないインディアンを除いた自由人の総数に、自由人以外のすべての者の数の5分の3を加えたものとする」との規定(2条3項)がおかれ、「人間の平等を言葉の上で維持しながら、白人と非白人の人種差別を認め、制度化³³⁾」されることとなった。

1820年のミズーリ協定により北緯36度30分以北は自由州、以南は奴隷州とされて以降、米国では、啓蒙思想が徐々に普及し、アフリカ系アメリカ人奴隷解放運動が高まりをみせるようになった³⁴⁾。1865年、南北戦争が終結し、合衆国憲法修正13条が制定されたことにより、「奴隷制および本人の意に反する苦役は、適正な手続を経て有罪とされた当事者に対する刑罰の場合

を除き、合衆国内またはその管轄に服するいかなる地においても、存在してはならない」ことが憲法上規定されたが、南部では反発がおこり、クー・クラックス・クラン (KKK)³⁵⁾ が結成され、アフリカ系アメリカ人諸法 (Black Codes)³⁶⁾ が制定される等、アフリカ系アメリカ人差別が助長される結果となった。1868年、合衆国憲法修正14条 (いわゆる平等保護条項) が制定され、「合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。」とされたが、南部諸州は州憲法の改正を通じて旧体制を復活させた (いわゆる「ジム・クロー法³⁷⁾)。さらに、1870年、合衆国憲法修正15条において選挙権が保障されるようになると、ミシシッピ州では、有権者登録を行う際に、合衆国憲法を十分に理解していることを要求する法律が制定³⁸⁾された。

1875年、公民権法³⁹⁾ が制定され、旅館・交通機関・劇場その他の娯楽施設の利用における完全な平等、陪審および裁判をうける権利における平等の保障と、私人が公共の施設等において人種差別をすることが禁止されたが、その後の最高裁判決 (公民権法判決)⁴⁰⁾ において、最高裁は、「修正14条は州に対する禁止規定であり、私人による権利侵害には及ばない」とした上で、「修正13条は1875年公民権法の根拠とはなり得ない」として、1875年公民権法は意見無効であるとの判示を行った。その後、いくつかの州において、1875年公民権法とほぼ同一内容の州公民権法が制定されるも、これらの州法は極めて厳格に解釈され、人種差別は解消されなかった。1896年の鉄道車両における人種隔離の違憲性が争点となった Plessy v. Ferguson 判決⁴¹⁾ では、「白人とアフリカ系アメリカ人とを区別しても、「平等の施設」を提供しているならば、その差別は「慣行、伝統からみて……公共の平和と秩序を維持するため」の合理的な規制であり、その裁量権は立法部に与えられている」

との判示がなされ、“分離すれども平等 (Separate but equal)⁴²⁾”の原則が確立した。

この点、オレゴン州ポートランド市の公共施設における民間事業者による顔認証技術使用禁止条例において、「公共施設」の定義が「サービスを提供する公共の施設ないし場所（提供されるサービスについては、商品、宿泊、娯楽、交通その他性質は問わないものとする）」とされた背景には、公民権法判決や Plessy v. Ferguson 判決を踏まえ、「公共施設」の定義が不当に狭められることにより、実質的差別が生じないようにとの意図が含まれていたように思われる。

またこのように、米国の歴史においては、アフリカ系アメリカ人に対する差別は、建国前から連綿と続けられ、法律でさえしばしば覆される程、厳然たる形で存在してきた。このような動きにやや変化がみられるようになったのは、第二次世界大戦中である。1941年、軍需産業の雇用における人種差別の撤廃を目的とする FEPC (Fair Employment Practices Committee) が設置されたのを契機に、戦後、まずは、行政による雇用・教育・居住の場面における人種差別撤廃の動きが活発化した。50年代になると、教育の場での大きな変化が生じた。公立学校における人種隔離を定めたカンザス州法が違憲とされた Brown v. Board of Education 判決⁴³⁾である。その後、モンゴメリー・バス・ボイコット事件 (ローザ・パークス事件) を契機に、キング牧師による非暴力直接大衆運動 (Nonviolent Direct Mass Action) が開始され、南部では全米アフリカ系アメリカ人向上協会 (N.A.A.C.P.)・人種平等会議・各種学生団体等による組織的な差別撤廃運動が展開されるなど公民権運動が全米に拡大した。他方で白人による反動も高まった。9名のアフリカ系アメリカ人生徒がリトル・ロック市立中央高校への入学当日に、アーカンソー知事により動員された250名の州兵によって校内への立ち入り禁止を言い渡されたリトル・ロック事件⁴⁴⁾では、アフリカ系アメリカ人生徒・白人生徒・市民間で暴動が発生し、合衆国落下傘部隊がリトル・ロック高校に派遣され、白人の暴徒から警護する事態に発展した。リトル・ロック事件以降、南部各

(参考) 1964年公民権法

	場面	概要
①	投票	申請手続上の形式的な誤りを理由に投票権を奪うことを禁止
②	公共施設	公共施設（+付随する施設）における人種差別の禁止
③	学校	公立学校における人種差別の撤廃
④	公民権委員会	1968年1月末日まで延長
⑤	補助金	連邦政府からの補助金をうけている事業において人種差別を撤廃しない場合補助金を打ち切ることが可能に
⑥	企業・労働組合	100名以上の従業員もしくは組合員を有する企業もしくは労働組合での人種差別の禁止（4年度には25名以上に拡大）
⑦	司法	人種差別にもとづく紛争の調停

地では暴動が勃発し、北部でも事実上の平等の要求を求める声が高まった。その結果、1964年公民権法制定の制定に至り、事実上の平等は達成されたかにみえた。

4.1.2 刑事司法にみられる人種差別

刑事司法の分野における差別解消の動きとしては、ウォーレン・コートにおける刑事法革命（いわゆるデュー・プロセス革命）が挙げられよう。

1961年のMapp v. Ohio判決⁴⁵⁾は、修正4条の定める「搜索・押収」に対する保障に違背して得られた証拠は許容されないという準則（違法収集証拠排除法則）を確立した。同判決は、「搜索・押収の適否に係る連邦最高裁の憲法解釈が、全米の犯罪捜査運動に対する統一的な法規則として機能してゆく道を開いた点においても、アメリカ刑事司法に甚大な影響を及ぼ⁴⁶⁾」したとされる。

また、1963年のGideon v. Wainwright判決⁴⁷⁾は、州の重罪事件における

貧困者への公費による弁護人付与を義務づけ、1966年のMiranda v. Arizona判決⁴⁸⁾は、「あらゆる質問に先立ち、(a) 黙秘権を有すること、(b) 供述はすべて法廷で不利益な証拠として用いられ得ること、(c) 弁護人の立会いを求める権利を有すること、(d) 自ら弁護人を依頼する資力を有しないときには希望すればあらゆる質問に先立って公費により弁護人が専任されること、以上4項目を被疑者に告知することを取調官に義務づけ⁴⁹⁾」た。この二つの判決は、貧困層の多いアフリカ系アメリカ人に対し、正当な裁判を受ける権利を実質的に保障するものとして機能した。

しかし、薬物汚染が社会問題化した米国では、1970年代以降、「麻薬との戦争」政策⁵⁰⁾が打ち出され、その結果、刑事司法の分野でアフリカ系アメリカ人に対する差別が顕在化・強化されるようになった。たとえば、1986年麻薬乱用取締法では、アフリカ系アメリカ人や貧しい者が使用しがちな安価なクラックの所持者に対し、白人中産階級が利用する粉末コカインの所持と比べて、数十倍から百倍の刑期が課せられることとなった(刑罰における差別)。

また、逮捕の場面でも差別がみられる。近年の統計によれば、違法薬物を使用する割合は白人とアフリカ系アメリカ人で同程度にもかかわらず、逮捕される割合は白人が0.35% (10万人中350人)、アフリカ系アメリカ人が0.75% (10万人中750人) となっている⁵¹⁾(逮捕にみられる差別)。

そもそも、米国では、貧困層の解放奴隷が不当に逮捕され、刑務所内で安価な労働力として酷使されてきたという歴史があるが(産獄複合体の形成)、2018年の段階でも、アフリカ系アメリカ人が刑務所に収監される確率は白人の5倍、ヒスパニック系の2倍近い⁵²⁾(収監にみられる差別)。

これらの差別が更なる偏見を生み、捜査の現場では、人種的偏見に基づいて不審者を特定する差別行為(いわゆる「レイシャル・プロファイリング」)が横行している。そして、このようなレイシャル・プロファイリングの積み重ねが、1992年のロサンゼルス暴動⁵³⁾、前述したフレディー・グレイ氏の死を契機とする抗議活動、さらには、ジョージ・フロイド氏の死を契機とす

る現在まで続くBLMへと至ったものとみることができまいか。顔認証技術が人種差別を助長する可能性があるという指摘が米国において重く受け止められているのは、上述した歴史的背景に拠るところが大きいとみるべきであろう。

4.2 監視と萎縮効果

ケンブリッジ市は、条例の制定過程において、フレディー・グレイ氏の死を契機とする抗議活動の際に活動家を標的として顔認証技術が使用されたとの報道を挙げ、顔認証技術の使用は憲法で保護されている言論の自由の行使を萎縮させる可能性があることを指摘している。このよう見解は、顔認証技術使用禁止条例を制定した地域における共通認識となっているように思われる。たとえば、サンフランシスコ市では、「顔認証技術は継続的な政府の監視から自由に生きる私たちの能力を脅かす」とされ、サマービル市では、「公共の場で顔監視技術を利用することは、憲法で保障されている言論の自由の行使を妨げる可能性がある」ことが指摘されている。また、バークレー市条例制定の中心人物であるハリソン評議員は、「政府による大量監視システムの取得と使用は、集会・言論の自由、および政府に対する請願権の行使といった、憲法修正1条の権利を根本的に脅かす」と指摘するに至っている。なお、これらの懸念は香港民主化デモにおいて顕在化しており、デモの参加者において顔認証システムに顔を捕捉されないよう顔をマスク等で覆うなどの防護策がとられていたことが報道されている（その後、香港政府はデモ参加者のマスクや覆面の着用を禁止する「覆面禁止法」を制定している）。

また実際に、オレゴン州ポートランド市においては、条例の制定に先立ち、連邦保安局の小型飛行機が市中心部の抗議行動の様子が撮影していたとして大きく報道されている。同市のジョー・アン・ハーデスティ市議会委員は、Facebookの投稿において、今回の条例の制定は上記の現状を踏まえると「特に重要」であると指摘している⁵⁴⁾。

第5章 今後の米国の方向性

米国各地で制定が進みつつある顔認証技術に関する条例等を整理すると、①BLM以前から、西部及び東部の沿岸地域（サンフランシスコ・マサチューセッツ州サマービル・オークランド・バークレー・ブルックライン・ノーザンプトン・ケンブリッジ・スプリングフィールド）においては、研究者や人権保護団体の活動を受けて、市当局が顔認証技術を使用することを禁止するものがみられた。一方、②IT企業のロビイングの影響を受けて顔認証技術の使用にあたり一定の制限をかけるもの（ワシントン州法）の存在は、やや例外的といえる。BLM以降は、③民間企業に対しても顔認証技術の使用禁止を求めるもの（オレゴン州ポートランド市）もみられるようになった。この点、オレゴン州ポートランド市では、連邦保安局の小型飛行機が市中心部の抗議行動の様子を撮影していたとの報道が大きな波紋を呼び、条例制定の後押しともなったといわれている。2020年5月のジョージ・フロイド氏の死を契機とするBLMの流れは2021年現在も続いており、今後も反差別を掲げる抗議活動は全米各地で続いていくものと思われる。また、冒頭で述べた通り、IT企業の多くがBLMの影響を受けて顔認証技術の捜査利用に対し停止を宣言している現状に鑑みると、今後、③オレゴン州ポートランド市と同様の動きが全米各地に広まる可能性もあり得よう。他方、米国でもっとも厳しい内容とされるオレゴン州ポートランド市の条例においても、顔認証技術について、恒久的禁止ではなく、一時停止（モラトリアム）の立場をとっていることがうかがえる。新たに追加された同市法典第34編34.10.010条は、「顔認証技術は進化を続けているが、人種や性別によって精度やエラー率に幅があることが判明している…市は、より良いインフラと政策が整備されるまでの間、ポートランド市民のセンシティブ情報を保護することを目的としたセーフガードを策定する」としている。また、前述したマサチューセッツ州で現在検討されている顔認証技術の規制法案は「顔認証およびその他遠隔生体認証監視システムに関するモラトリアム法案（An Act establishing a

moratorium on face recognition and other remote biometric surveillance systems)」である。また、同様のモラトリアム法案は連邦レベルでも提出されている⁵⁵⁾。

この点、コロナ禍の現在、顔情報等の生体情報を活用して、ソーシャルディスタンスの確保や三密の回避を目指そうとする取り組みが広がっている。生体情報の活用が新型コロナウイルスに対抗する方法として極めて有効であるとの意識が浸透しつつあることから、データ活用とプライバシーを対立的に捉える時期は過ぎたようにも思われる。

しかしながら、コロナ禍における各国の顔認証技術の活用の中には、監視社会化に繋がりがかねないとの指摘を受けているものも存在する。モスクワでは、リアルタイム顔認証システムが組み込まれた監視カメラが市内に配置され、都市封鎖（ロックダウン）下にある市民の行動の監視に使用されているという。捜査機関は、このシステムを通じて、隔離措置に違反している可能性のある人物を摘発することが可能であり、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を計測することも可能である。報道によれば、顔認証システムを通じて、ごみを出しに家を出たことが判明し、逮捕された事例もあるという⁵⁶⁾。

このようにみると、米国の大部分の条例の制定過程で指摘されたような、監視がもたらす「差別・偏見」や「萎縮効果」といったようなリスクの最小化に配慮したガバナンスの枠組みの整備が急務であろう。顔認証技術については、一時停止（モラトリアム）の先を見据えた、個別の利用目的に応じた具体的な制度設計⁵⁷⁾が行われるべき段階に至っているものと思われる。

参考資料：ポートランド市顔認証技術禁止条例

1. 市政府機関による顔認証技術使用禁止に関する条例（抄訳）

第1条

1. 2017年5月3日、ポートランド市はオープンデータポリシーを策定し

(条例188356号)、データガバナンスのガイドラインを提供するチームを組織した。以来、チームは、市及び関連機関が収集するデータの公開、アクセシビリティ、データ共有の公平化につとめてきた。この取り組みを通じて、透明性の確保に向けた包括的フレームワークおよびプライバシー評価の必要性が明らかになった。

2. 2018年6月21日、市議会決議（37371）において、有色人種や障害者のコミュニティに特に焦点を当てた、データを活用して人々の生活を改善する技術に投資する際に不公平や格差に対処することを優先することを定めた、「スマートシティPDX優先フレームワーク」が策定された。
3. 2019年6月19日、市議会決議37437において、データの収集、利用、管理、廃棄の指針となるプライバシーと情報保護の原則（Privacy and Information Protection Principles）が定められた。
4. デジタル時代においては、行政のサービスを十分に受けられていないコミュニティが最もリスクにさらされていることから、上記原則は公平性とヒューマンライツを重視している。また、プライバシーや表現の自由といった人権の諸原則は、ポートランド市がデータやデジタルサービスを利用する際の指針としなければならない。
5. 監視技術とは、ある個人又はグループと具体的に関連づけられる、又は関連づけられうる、聴覚、電子、視覚、位置、熱、生体認証、嗅覚または類似の情報を収集、保有、処理または共有することを主として企図し、又はそのために使用若しくは設計されたあらゆるソフトウェア、電子機器、電子機器を使用するシステム又は類似の機器をいう。
6. 顔認証とは、プローブ画像の顔の特徴を、画像リポジトリに含まれる画像の特徴と比較することにより、画像リポジトリ内の参照画像を自動的に検索することを意味する（1対N認証）。
7. 顔認証技術とは、個人の顔に基づいて個人に関する情報を取得する、ないし、個人の顔の特徴を識別、検証、検出、ないし特徴付けを行う

米国における顔認証技術をめぐる法制度の現状と今後の方向性

ことを容易にする自動化又は半自動化されたプロセスをいう。

8. ポートランド市の顔認証技術を含む監視技術の使用に関する決定は、公開の討論を経た上でなされなければならない。
9. 顔認証技術の使用は、プライバシー、侵入性 (intrusiveness)、透明性の欠如といった懸念を生じさせる。法執行機関が、透明性やアカウントビリティが欠如したバイアスのある技術を利用することは、個人や集団に対して深刻な結果を招く偽陽性を生じさせる可能性がある。
10. 現在、米国連邦法は、顔認証技術を規制しておらず、オレゴン州法は、法執行機関がボディ・ウェアラブル・カメラの使用によって得られた記録を分析するために顔認証技術を使用することを禁止しているに過ぎない (ORS 133.741 (1) (b) (D) 参照)。ポートランド市には、顔認証技術に関する他の法律は存在しない。
11. 顔認証技術のバイアスを評価する方法論には進歩が認められるものの、正式な認証プロセスはいまだ存在していない。
12. 現在、スマートシティPDXは、ポートランド市の包括的なデータガバナンスやプライバシーおよび情報保護のフレームワークを開発中である。このフレームワークには、顔認証技術のような監視技術の使用により市民の権利や自由が侵害されないよう規制が加えられ、これらの技術を監督するための透明性のある意思決定権限が含まれていなければならない。
13. 市は、技術の急速な進化に伴い、既存の技術関連政策の見直しを頻繁に行う必要があることを認識している。
14. 本法案に対するパブリックコメントについては、別紙Aを参照すること。
15. 市は、当局による、顔認証技術の使用、および、顔認証技術の利用を通じた情報の取得の禁止を採択する。
よって、市議会は以下の通り命じる。
 - a. 市の各部長は、職員に対し、職員が顔認証技術を使用しているかどうか検討し、評価を行うよう要求しなければならない。各部長は本条

例の公布から90営業日以内に、この評価を完了し、報告書をサステナブル都市計画局（the Bureau of Planning and Sustainability）スマートシティPDXオープンデータコーディネーターに提出する。この報告書は一般に公開される。

- b. 部局は、第f項で明示的に規定されている場合を除き、顔認証技術を取得、評価、または使用してはならない。この命令は、金銭その他の対価の交換の有無にかかわらず、あらゆる手段で調達される顔認証技術に適用される。
- c. 部局は、本条例で許可されている場合を除き、顔認証技術に使用するための情報を故意に収集したり、派生する情報（公的記録保有規則で義務付けられている場合を除く）を故意に取得、要求、使用、アクセス、または保有してはならない。
- d. 部局は、本条例の下で局に許可されている場合を除き、事業者に対し、顔認証技術を取得または使用するよう命じてはならない。
- e. 部局は、本条例で許可されている場合を除き、市所有地において、事業者に対し、顔認証技術の使用を許可してはならない。
- f. 部局は、以下の目的においてのみ、顔認証技術を使用することができる。
 - 1. 職員が、自身の所有する、ないし、市から支給された通信機器や電子機器にアクセスする際の認証目的のため（例、顔認証技術を使用して自身の携帯電話やタブレットのロックを解除する等）。
 - 2. ソーシャルメディアアプリケーションにおける自動顔検出サービス。
 - 3. 映像記録に撮影された被写体のプライバシーを保護することを目的として、記録を修正することのみを目的として顔を検出する場合
- g. 部局が、意図せずに、顔認証技術の使用を通じて取得した情報にアクセスし、ないし、使用した場合であっても、本項に掲げる以下の要件に従っている限りにおいては、本条例の違反とはならない。
 - 1. 部局が、当該情報が顔認証技術の使用を通じて取得されたことを

米国における顔認証技術をめぐる法制度の現状と今後の方向性

知り、ただちに当該情報の使用を停止した場合。

2. 影響報告書において、情報の取得、アクセス、ないし、使用に関して文書化した場合。
3. 影響報告書には、以下の情報が含まれていなければならない。
 - i. 情報の取得、アクセス、ないし、使用された日付。
 - ii. 情報源。
 - iii. インシデントの説明ないし要約。
 - iv. 部局が業務の過程で情報にアクセスしたかどうか、または情報を使用したかどうか。
 - v. 意図せずに取得した情報のさらなる伝達又は使用を防止するために、部局が講じた是正措置。影響報告書には、インシデントに関連する情報や個人を特定できる情報その他法律で禁止されている情報を含めてはならない。
4. 影響報告書は、インシデントの発覚から60日以内に市議会の公聴会に提出されなければならない。
5. 市当局は、規定される保存期間を超えて、ないし、法律で要求された場合には、情報を保存しないものとする。
- h. サステナブル都市計画局スマートシティ PDX オープンデータコーディネーターは、当該技術が顔認証技術に該当するかどうかを評価し、既存の市の方針や管理規則に変更が必要かどうかを検討するために、臨時集会を招集する。
- i. サステナブル都市計画局は、顔認証技術や顔認証技術の使用を通じて取得された情報を含む、監視技術の適切な使用や禁止に対処する包括的なデータガバナンスおよびプライバシーと情報保護のフレームワークの採用に向けた検討を行う（市議会決議37437）。
- j. サステナブル都市計画局および公平性・人権局は、他の組織と連携して、顔認証技術の公共利用に取り組むものとし、地域住民が本条例による制限によって誤った安心感を抱くことがないようにするものと

する。

- k. 本条例の禁止事項は、市が、顔認証技術および顔認証技術の使用を通じて取得された情報の適切な使用または禁止に対処する包括的なデータガバナンスおよびプライバシーと情報保護のフレームワークを採用または改訂するまで有効である。
- l. 本条例の違反があった場合、以下の救済措置の対象となる。
 - 1. 本条例の違反により損害を受けた者は、管轄権を有する裁判所において、市に対して訴訟を提起することができる。
 - 2. 市は、前項に基づく法的手続を開始する前に、違反行為について書面で通知を受けなければならず、条例に違反したとされる局は、通知を受け取ってから30日以内にその違反行為を是正しなければならない。
 - 3. 違反の疑いが立証され、その後は正された場合は、違反に対処するために取られた是正措置を記載した通知を市のウェブサイトの見やすい場所に掲載しなければならない。
- m. 各部局長は、局内において本条例の方針を実施する責任を負う。
- n. この条例は、すべての局と委員会・役員会に適用される。

第2条

委員会は、アフリカ系アメリカ人、先住民、有色人種 (BIPOC) コミュニティの安全と福祉を重視する。委員会は、BIPOC に対する差し迫った懸念に対応するため、緊急事態の存在を宣言する。したがって、この条例は、委員会における可決後、完全な効力を有するものとする。

2. 市法典第34編 (公共施設における民間事業者による顔認証技術使用禁止条例)

第34.10.010条 (目的)

本章の目的は、ポートランド市内の民間事業者による公共施設での顔認証技術の使用を禁止することにある。顔認証技術については、日常的に女性や

有色人種を誤って識別することが明らかとなっている。顔認証技術は進化を続けているが、人種や性別によって精度やエラー率に幅があることが判明している。市議会委員は、顔認証技術が市民の自由と公民権に与える影響について懸念を表明している。さらに、顔情報のような生体情報の取得や使用は、私的な環境でなされた場合であっても個人のプライバシーを損なう可能性がある。市は、より良いインフラと政策が整備されるまでの間、ポートランド市民のセンシティブ情報を保護することを目的としたセーフガードを策定する。ポートランド市は、有色人種のコミュニティやその他の疎外された脆弱なコミュニティのメンバーの安全と福祉を優先する。

第34.10.020条 (定義)

- A. 顔認証とは、プローブ画像の顔の特徴を、画像リポジトリに含まれる画像の特徴と比較することにより、画像リポジトリ内の参照画像を自動的に検索することを意味する（1対N認証）。
- B. 顔認証技術とは、個人の顔に基づいて個人に関する情報を取得する、ないし、個人の顔の特徴を識別、検証、検出、ないし特徴付けを行うことを容易にする自動化又は半自動化されたプロセスをいう。
- C. 政府機関とは、以下を意味する。
 - 1. 米国政府。
 - 2. オレゴン州（立法府、司法府を含む）の部局、部署、機関、部門、またはその他の組織。
 - 3. オレゴン州の特別区、郡、市、地区、地域、公共団体、またはポートランド市以外の公共団体。
- D. 公共施設
 - 1. サービスを提供する公共の施設ないし場所。提供されるサービスについては、商品、宿泊、娯楽、交通その他性質は問わないものとする。
 - 2. 以下は含まれない：非営利団体の運営する会員制クラブ、個人の邸宅、またはその性質上明らかに私有地にある施設。

- E. 民間事業者とは、個人、個人事業主、法人、有限責任会社、協会、またはその他の法人を意味し、組織されているかどうかは問わない。

第34.10.030条 (禁止)

民間事業者は、次項の場合を除いて、ポートランド市内の公共施設において、顔認証技術を使用してはならない。

第34.10.040条 (例外)

前条の規定は、以下の場合には適用されない。

- A. 民間事業者が連邦法、州法、または地方法を遵守するために必要な範囲。
- B. 自身の所有する、ないし、支給された通信機器や電子機器にアクセスする際の認証目的のため。
- C. ソーシャルメディアアプリケーションにおける自動顔検出サービス。

第34.10.050条 (強制執行および救済)

本章の違反があった場合、以下の救済措置の対象となる。

- A. 民間事業者による本条例の重大な違反行為によって損害を受けた者は、違反の結果として被った損害、または、違反した日ごとに1日あたり1,000ドルのいずれか大きい方、および、その他の適切な救済措置を求めて、管轄権を有する裁判所において民間事業者を訴えることができる。
- B. 提起された訴訟において、裁判所は、当該訴訟で勝訴した原告に対し、第一審および控訴審において、当該請求の支払いを求める書面による請求が、訴訟の開始または正式な訴状の提出の30日前までに、被告および被告の保険者に対してなされたと認める場合には、裁判所が弁護士費用として定める合理的な金額を弁護士費用として授与することができる。ただし、裁判所が、被告が訴訟の開始または正式な訴状の提出前に原告に与えられた損害額を下回らない額を原告に支払ったと認める場合には、原告には弁護士費用は認められないものとする。

- 1) Larry Buchanan, Quoc Trung Bui and Jugal K. Patel, *Black Lives Matter May Be the Largest Movement in U.S. History*, The New York Times, July 3, 2020.
<https://www.nytimes.com/interactive/2020/07/03/us/george-floyd-protests-crowd-size.html?smid=tw-share> (2021年3月14日最終閲覧)
- 2) 本稿における「顔認証」とは、顔による本人確認と顔識別の総称をいう。なお、指名手配犯や逃走中の被疑者を検索する目的で、顔画像をデータベースと照合する場合は「顔識別」という用語を選択するのがより正確といえよう。
- 3) IBM, *IBM CEO's Letter to Congress on Racial Justice Reform*.
<https://www.ibm.com/blogs/policy/facial-recognition-susset-racial-justice-reforms/>
(2021年3月14日最終閲覧)
- 4) Amazon, *We are implementing a one-year moratorium on police use of Rekognition*.
<https://blog.aboutamazon.com/policy/we-are-implementing-a-one-year-moratorium-on-police-use-of-rekognition> (2021年3月14日最終閲覧)
- 5) Brad Smith, *Facial recognition technology: The need for public regulation and corporate responsibility*.
<https://blogs.microsoft.com/on-the-issues/2018/07/13/facial-recognition-technology-the-need-for-public-regulation-and-corporate-responsibility/> (2021年3月14日最終閲覧)
- 6) 日本マイクロソフト社「顔認識テクノロジーに関する当社の見解について：今が行動の時」
<https://news.microsoft.com/ja-jp/2018/12/13/blog-facial-recognition-its-time-for-action/> (2021年3月14日最終閲覧)
- 7) Jay Greene, *Microsoft won't sell police its facial-recognition technology, following similar moves by Amazon and IBM*, The Washington Post, June 12, 2020.
<https://www.washingtonpost.com/technology/2020/06/11/microsoft-facial-recognition/>
(2021年3月14日最終閲覧)
- 8) Administrative Code - Acquisition of Surveillance Technology, 5/21/2019.
<https://sfgov.legistar.com/View.ashx?M=F&ID=7206781&GUID=38D37061-4D87-4A94-9AB3-CB113656159A> (2021年3月14日最終閲覧)
なお、日本語訳として以下を参照。
<http://jclu.org/wp-content/uploads/2020/09/20200901San-Francisco-City-ACQUISITION-OF-SURVEILLANCE-TECHNOLOGY.pdf> (2021年3月14日最終閲覧)
- 9) City of Somerville Massachusetts Agenda Item 208142, Banning the usage of facial recognition technology in Somerville.
http://somervillecityma.iqm2.com/Citizens/Detail_LegiFile.aspx?ID=20991 (2021

年3月14日最終閲覧)

- 10) 9.64.045 - Prohibition on City's acquisition and/or use of face recognition technology.
https://library.municode.com/ca/oakland/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT9PUPEMOWE_CH9.64REACUSSUTE_9.64.045PRACUSFARETE (2021年3月14日最終閲覧)
- 11) The Electronic Frontier Foundation, 2019-10-15_Berkeley_Adopt an Ordinance Amending Berkeley Municipal Code Chapter 2.99 to Prohibit City Use of Face Recognition Technology.
<https://www.eff.org/ja/document/berkeley-face-surveillance-ban> (2021年3月14日最終閲覧)
- 12) Chapter 2.99 ACQUISITION AND USE OF SURVEILLANCE TECHNOLOGY.
<https://www.codepublishing.com/CA/Berkeley/html/Berkeley02/Berkeley0299/Berkeley0299.html> (2021年3月14日最終閲覧)
- 13) 修正第4条「国民が、不合理な捜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、捜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。」
- 14) 修正第1条(信教・言論・出版・集会の自由、請願権)「連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。」
- 15) 2.99.030 City Council Approval Requirement.
<https://www.codepublishing.com/CA/Berkeley/html/Berkeley02/Berkeley0299/Berkeley0299030.html#2.99.030> (2021年3月14日最終閲覧)
- 16) WARRANT ARTICLE EXPLANATIONS FILED BY PETITIONERS FOR THE NOVEMBER 19, 2019 SPECIAL TOWN MEETING.
<https://www.brooklinema.gov/DocumentCenter/View/20115/Article-Explanations-2019-STM> (2021年3月14日最終閲覧)
- 17) An Act Establishing A Moratorium On Face Recognition and Other Remote Biometric Surveillance Systems.
<https://malegislature.gov/Bills/191/s1385> (2021年3月14日最終閲覧)
An Act Relative To Unregulated Face Recognition and Emerging Biometric Surveillance Technologies.
<https://malegislature.gov/Bills/191/H1538> (2021年3月14日最終閲覧)
- 18) 19.176 AN ORDINANCE Prohibiting the Use of Face Surveillance Systems.

米国における顔認証技術をめぐる法制度の現状と今後の方向性

- <https://www.northamptonma.gov/AgendaCenter/ViewFile/Item/13774?fileID=130290> (2021年3月14日最終閲覧)
- 19) Article I Use of Face Recognition Systems by Municipal Agencies, Officers, and Employees.
<https://ecode360.com/35450943> (2021年3月14日最終閲覧)
- 20) 2.128.075 - Prohibition on City's Acquisition and/or Use of Face Recognition Technology.
https://library.municode.com/ma/cambridge/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT2ADPE_CH2.128SUTEOR_2.128.075PRACUSFARETE (2021年3月14日最終閲覧)
- 21) Cambridge City MA Policy Order POR 2019 hat the Amendment to Chapter 2.128 Surveillance Ordinance Technology be forwarded to the Public Safety Committee for a hearing.
https://cambridgema.iqm2.com/Citizens/Detail_LegiFile.aspx?Frame=&MeetingID=2399&MediaPosition=&ID=9847&CssClass= (2021年3月14日最終閲覧)
- 22) Joy Buolamwini & Timnit Gebru, *Gender Shades: Intersectional Accuracy Disparities in Commercial Gender Classification*, Proceedings of Machine Learning Research 81:1-15, 2018 Conference on Fairness, Accountability, and Transparency.
<http://proceedings.mlr.press/v81/buolamwini18a/buolamwini18a.pdf> (2021年3月14日最終閲覧)
- 23) In the Name of Public Safety, Mayor Sarno Opposes Moratorium on Facial Recognition Technology.
https://www.springfield-ma.gov/cos/index.php?id=news-story&tx_news_pi1%5Bnews%5D=14182&tx_news_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx_news_pi1%5Baction%5D=detail&cHash=3cb9c329ab4ee62d8ddfc0cb8ca930c5 (2021年3月14日最終閲覧)
- 24) Mayor Sarno, Commissioner Clapprood, and City Council Reach Cooperative Agreement on the Future use of Facial Recognition Technology.
https://www.springfield-ma.gov/cos/index.php?id=news-story&tx_news_pi1%5Bnews%5D=14194&tx_news_pi1%5Bcontroller%5D=News&tx_news_pi1%5Baction%5D=detail&cHash=8525514bdcf7f041aaa54d07d53d9d4f (2021年3月14日最終閲覧)
- 25) Ban on Facial Recognition Surveillance Technology.
<https://ecode360.com/SP2105/laws/LF1307616.pdf> (2021年3月14日最終閲覧)
- 26) SB 6280 - 2019-20, Concerning the use of facial recognition services.
<https://app.leg.wa.gov/billsummary?BillNumber=6280&Initiative=false&Year=2019> (2021年3月14日最終閲覧)
- 27) <https://www.boston.gov/sites/default/files/file/2021/02/Boston-City-Council-face-surveillance-ban.pdf> (2021年3月14日最終取得)

- 28) AMENDMENT TO THE PORTLAND CITY CODE CHAPTER 17 RE: FACIAL RECOGNITION TECHNOLOGY PROHIBITION
<https://www.portlandmaine.gov/DocumentCenter/View/28735/Order--72-1920>
(2021年3月14日最終取得)
- 29) 190113 Prohibit the acquisition and use of Face Recognition Technologies by City bureaus ordinance
<https://efiles.portlandoregon.gov/Record/13945278/> (2021年3月14日最終取得)
- 30) 190114 Prohibit the use of Face Recognition Technologies by private entities in places of public accomodation in the City add PCC Title 34 ordinance complete
<https://efiles.portlandoregon.gov/Record/13945283/> (2021年3月14日最終取得)
- 31) アフリカ系アメリカ人奴隷が主に使役されていたのは、プランテーション農業を主産業とする南部植民地であった。
- 32) なお、独立宣言を起草したトマス・ジェファソンは、奴隷貿易の廃止や奴隷制度の拡大の阻止につとめたが、奴隷を所有する農園主でもあった(安部圭介「講演排除と包摂：アメリカ憲法・差別禁止法の現在」成蹊法学78巻(2013年)245-262頁等)。
- 33) 藤川隆男「人種差別の世界史—白人性とは何か?」(刀水書房、2011年)69頁。
- 34) 例として、Dred Scott v. Sandford判決(1857年)を受けた、ジョン・ブラウンによる武装蜂起(1859年)等が挙げられる。Dred Scott v. Sandford判決に関する評釈として、根本猛「判批」樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』(2012年)74-75頁等。
- 35) 白人とプロテスタントの優越を主張しアフリカ系アメリカ人を迫害する白人至上主義団体。なお、同団体の差別の対象は、アフリカ系アメリカ人のみならず、他人種・ユダヤ人・共産主義者・カトリック・平和論者・進化論者・同性愛者・フェミニスト等も含まれる。
- 36) 1867年1月1日以前に投票したものとその子孫にのみ投票を許すとする(祖父条項)、投票日に先立って1ドルないし2ドルの投票税の支払いを義務付ける、投票に際し憲法の一部を読ませその内容を理解できないアフリカ系アメリカ人には投票の権利を与えない、といった選挙権の実質的はく奪の他、陪審員となる権利のはく奪、土地所有の制限、労働の条件や契約の制限、異人種間の結婚禁止、武器の所持や夜間外出の禁止等、多方面に及んだ。これらのアフリカ系アメリカ人諸法は、のちのジム・クロウ法の礎となった。
- 37) ミンストレル・ショー(白人がアフリカ系アメリカ人に扮して歌うコメディ)のヒット曲“Jump Jim Crow”に由来。
- 38) Williams v. Mississippi判決(170 U.S. 213 (1898))において、最高裁は、「州法が差別を可能にしていたとしても、州法自体がアフリカ系アメリカ人を差別していたわけではない」と判示した。
- 39) An Act to Protect All Citizens in Their Civil and Legal Rights.

- 40) The Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883). 本判決に対しては、ハーラン裁判官による反対意見がある（ホテル、劇場、鉄道などの事業に従事するものは私人であっても、事業の性格上公的な性格をもち、その行為は間接的には「州の行為」と考えられ、連邦議会が規制できるとして、同法は合憲であると主張）。
- 41) 163 U.S. 537; 16 S. Ct. 1138; 41 L. Ed. 256. ハーラン裁判官による反対意見がある。
- 42) この原則は、1849年ボストンにおいて公立学校での差別を定めた法律の違法性を争った事件 (Roberts v. Boston, 5 Cushing (59 Mass.) 198. (1849).) でマサチューセッツ州最高裁長官 Shaw 判事により初めて提示され、南北戦争後には、先例として各地の公立学校における人種差別を行う法的根拠となっていた（1883年には New York 州および連邦裁判所、1885年には Arkansas 裁判所、1890年には Missouri 裁判所、1893年には Louisiana の裁判所、1896年には West Virginia の裁判所がいずれもこの原則を根拠にしている）。連邦最高裁も、1877年、判決の傍論においてこの原則を支持している。（久保田きぬ子「アメリカの公民権法＝1世紀にわたる理性の戦い」アメリカ研究1968年2号163頁参照）。
- 43) 347 U.S. 483 (1954), 349 U.S. 294.
- 44) 三輪公忠「海外評論誌展望：米国の人種問題：リトル・ロック事件」ソフィア：西洋文化ならびに東西文化交流の研究7巻1号（1958年）75-88頁。
- 45) Mapp v. Ohio :: 367 U.S. 643 (1961)
- 46) 同上。
- 47) 372 US 335 (1963).
- 48) 384 US 436 (1966).
- 49) 笹倉宏紀「判批」樋口範雄他編『アメリカ法判例百選』（2012年）113頁。
- 50) 上杉忍『アメリカアフリカ系アメリカ人の歴史』（中公新書、2013年）200-201頁。
- 51) RESULTS FROM THE 2015 NATIONAL SURVEY ON DRUG USE AND HEALTH: DETAILED TABLES
<https://www.samhsa.gov/data/sites/default/files/NSDUH-DetTabs-2015/NSDUH-DetTabs-2015/NSDUH-DetTabs-2015.pdf>（2021年3月14日最終取得）
- 52) John Gramlich, Black imprisonment rate in the U.S. has fallen by a third since 2006, MAY 6, 2020, Pew Research Center.
<https://www.pewresearch.org/fact-tank/2020/05/06/share-of-black-white-hispanic-americans-in-prison-2018-vs-2006/>（2021年3月14日最終取得）
- 53) アフリカ系アメリカ人男性がロサンゼルス市内を運転中にスピード違反容疑で停止を命じられた際に4名の警官から激しい暴行を受けた様子が偶然撮影されて全米のTVネットワークで放送されたため、ロサンゼルス市警に対し批判が加えられた。約1年後、4名の警察官に対し無罪判決が下されたことを契機に、激しい抗議運動が勃発し、暴動へと発展した事例。
- 54) Commissioner Jo Ann Hardesty (2020年9月2日5時37分Facebook投稿記事)

<https://www.facebook.com/CommissionerHardesty/posts/635978590656963> (2021年3月14日最終取得)

- 55) S.4084 - Facial Recognition and Biometric Technology Moratorium Act of 2020 116th Congress (2019-2020).

<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/senate-bill/4084>

H.R.7356 - Facial Recognition and Biometric Technology Moratorium Act of 2020 116th Congress (2019-2020).

<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/7356>

- 56) BBC NEWS JAPAN 「「ごみ出しで逮捕」も顔認証で市民を監視、新型ウイルスで封鎖のモスクワ」(2020年4月7日)

<https://www.bbc.com/japanese/video-52195159> (2021年3月14日最終取得)

- 57) 参考として、世界経済フォーラム第四次産業革命センター「顔認証における責任のある制限、フロー管理のユースケース (Responsible Limits on Facial Recognition, UseCase: flow management)」

http://www3.weforum.org/docs/WEF_Responsible_Limits_on_Facial_Recognition_Japanese_2020.pdf (2021年3月14日最終取得)